



JL NEWS

Japan League on Developmental Disabilities

2015
February

NO. 98

SSKP

特集

平成25年度障害者総合福祉推進事業
『障害者及び障害児の移動支援の在り方に関する調査』から

地域で支えるサービスの動き

NPO法人みらい 事務局長

藤井 亘

移動支援事業と通院等介助の概要

「移動支援事業」とは障害者総合支援法における地域生活支援事業の中で国が必須事業としている障害者の外出を支援する事業です。この事業は、かつて支援費制度時代(2003年～2006年)に障害者の外出中の介護が法定化されたもので「移動介護」と呼ばれていました。しかし、「移動介護」は国の財政的な影響を受け、行動面に障害のある人で常時介護を要する重度の障害者への対応は「行動援護」として個別給付に残り、それ以外の人への支援は各自治体実施する地域生活支援事業の「移動支援事業」として再編されました。

「移動支援事業」は前述のとおり自治体実施になったことで柔軟に対応がされている地域、財政状況などの影響で利用しづらい地域など様々となっています。厚生労働省では、法施行3年後の見直しでの実態調査で移動支援を取り上げたため、昨年度、公益社団法人日本発達障害連盟では平成25年度障害者総合福祉推進事業『障害者及び障害児の移動支援の在り方に関する調査』に手を挙げ、実態調査をおこないました。これについては、後述します。

一方、通院等介助については、個別給付である居宅

介護事業の中に位置づいていて、通院等官公署への移動等の介助又は通院先等での受診等の手続、移動等の介助に利用できます。また、官公署での公的手続、又は障害福祉サービスの利用に係る相談のために訪れる場合や見学のために紹介された指定障害福祉サービス事業所を訪れる場合などにも利用できるといった移動支援と似ている部分もある事業となっています。しかしながら、通院等介助については、病院内は本来、病院スタッフや家族が介助するものという考え方から通院等介助を支給してもらえない利用者がいたり、移動支援事業で病院内までの介助をおこなっていたりする自治体があるといった現状です。

この辺りは、実態調査でも明らかになったこととして、報告書の段階で提言として厚生労働省へお伝えさせていただきました。

移動支援に関する厚労省研究の概要報告

前述のとおり、平成25年度障害者総合福祉推進事業『障害者及び障害児の移動支援の在り方に関する調査』が公益社団法人日本発達障害連盟においておこなわれました。「障害者総合支援法」における検討規定(附則第3条)では、障害者等の移動の支援の在り方につ

いて検討を加え、その結果に基づいて、所要の措置を講ずるものとされていることからこの調査が実施されたものです。

地方自治体調査では、全国の市町村から移動支援事業の要綱取り寄せ、移動支援の種類（個別支援、グループ支援、通学通所支援、車両支援など）、移動支援と介護給付など他サービスの代替や併給状況、支給決定基準、単価設定・給付の実数、利用実績、個別給付が妥当ではありますが移動支援で対応しているケースなどの項目をアンケート、訪問での聞き取り等により調査をおこないました。また、事業者調査も実施し、事業者の利用者数、サービス量、職員体制、移動支援サービスの提供プロセス、移動支援事業の課題などを市町村と同様、アンケート、訪問での聞き取り等により調査をおこないました。

調査結果より一部を抜粋し、グラフなども紙面の都合上、掲載ができませんが、移動支援の実施状況としては、他の外出支援系サービス（行動援護、同行援護、重度訪問介護）と比べて支給決定者数、サービス利用者数ともに群を抜いています。これは、市町村事業の中でも必須事業ということと、外出支援のサービス類型が「移動支援」しかないことが考えられます。

移動支援はマンツーマン型のサポートが一般的ですが、厚生労働省はグループ型、車両型という形態も自治体において創設することを可能としています。

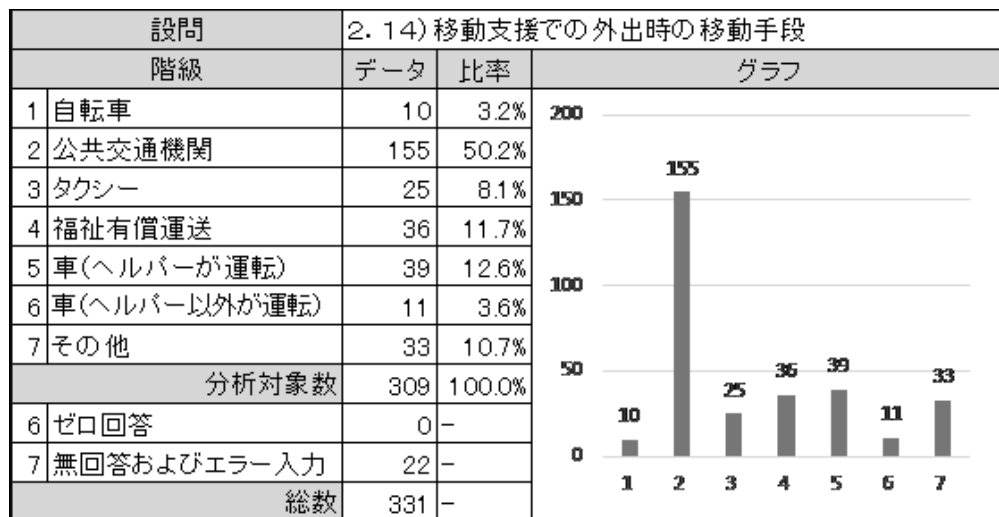
<地方自治体調査>では、グループ型、車両型の両方を実施している地域が611件中56件、グループ

型のみ実施が165件、車両型のみ実施が59件、どちらも未実施が331件となっています。このことから車両型は全国的に広まっているとは言えないですが、グループ型については一定の広がりを見せていると言えるのではないのでしょうか。また、移動支援事業は地域生活支援事業という市町村事業であるため、様々な地域で独自性をもって事業実施をしている点が個別給付という一律のサービスと違う点です。しかし、市町村事業という点は良い面と課題を生み出すこととなると考えられます。課題という点で調査から挙げられた点は、財源不足が避けられず、国庫補助等を特定財源として充当しているが、国庫・都道府県費とも満額支給されていないため地方自治体での運営上の課題となっているという点です。さらに大都市圏以外では交通機関が整備されていないために移動手段が少ないことや事業所が少ないために利用者が事業所を選べないといった実態も確認できました。一方、良い点については、通常であれば利用が認められていないケースを自立支援協議会と連携、協議し、特例的に利用できるとしたという地域や、最近では増えてきていると聞いていますが、通学・通所支援などの類型を独自に作り運用している地域、介護報酬についても土日・休日加算や開始時加算などを設定し、事業者の事務手続きなどを評価する地域など、地域生活支援事業という形態ならではの工夫例等も確認されました。

<事業者向けの実態調査>では、主にサービス利用に関する項目を調査しましたが、移動を支援する際の移動

手段については、公共交通機関の利用が半数以上ですが、タクシー・有償運送や車移動も4割近くを占め、移動手段が少ないまたは不便な地域では、車の必要性が高いということが確認されました。このことから首都圏以外では車両利用の運用の幅を広げるなど自治体のルール緩和が求められていくことが望まれます。

資料-1



また、移動していく際の主な目的地ですが、1番は買い物や飲食店への外出、2番は散歩等。3番が通院介助となっています。余暇支援以外では医療機関への外出が多くなっていますが、通院等介助で賄えない急な通院やトランスのみではなく病院内での付添支援、意思伝達支援などを移動支援の範疇で活用しているケースがあると思われます。レジャー＝余暇支援についても、A地点からB地点への移動にとどまらず、行った先での引き続きの支援が必要となっていることがわかりました。（参照：資料-1 および資料-2）

事業所が移動支援を提供するために行き先の下見をしたり、利用者が見通しを持てるよう事前に目的地のパンフレットなどを活用して説明したり、視覚支援などのコミュニケーションツールを用意したりといった事業所も23%となっていて、利用者支援において意思を尊重するための工夫をしていることも確認されました。（参照：資料-3）

報告書に掲載した提言(通院等介助のみ抜粋)

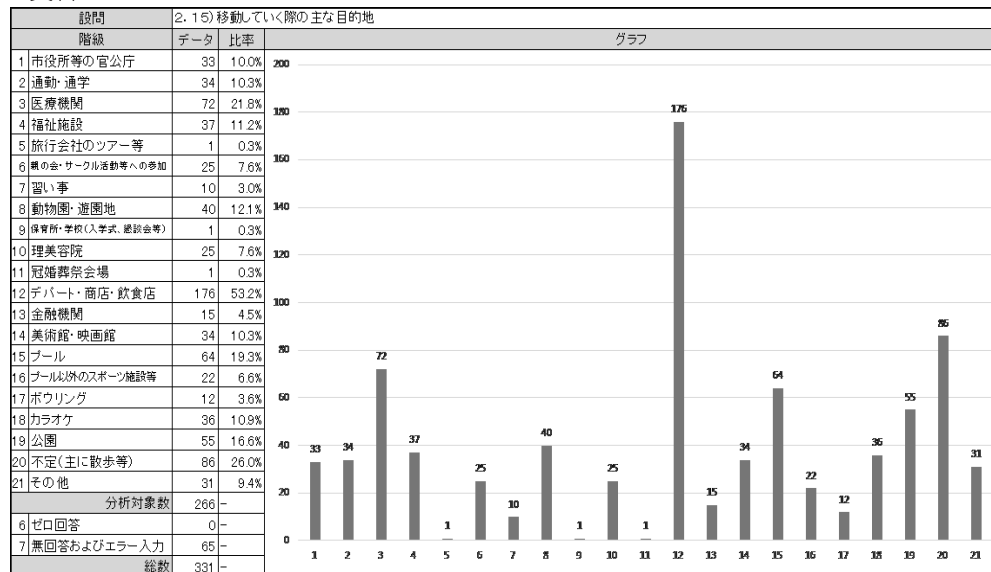
【通院介助の取り扱い】

移動支援そのものの提言とは少し違う視点ではありますが、通院等介助という個別給付の身体介護類型が移動支援で実施されている実態や、院内までの対応が不可であるという現状、家族が付き添わなければ通院介助というサービスは利用できないなどといった対応がされている地域があるということが今回の調査でも述べられていました。この点について、通院等介助は、病院までの移動の対応も支援としては重要ではありますが、特に知的、精神障害分野ではその障害特性を踏まえて本人の状態を聞き取り、代弁者として医師へ伝えること、医療からの必要な情報を本人へ理解しやすい方法で伝えることが求められています。したがって、個別給付である通院等介助が院内での介助、情報へのアクセスといった点までを可能とし展開できれば、移動支援で実施したり、家族などを頼りに乗り切ったり

といった現状が改善されるのではないかと考えられます。この様な内容で報告書を終えました。

この結果を踏まえて、厚生労働省では事務連絡文書を発出し、通院等介助の取扱いをさらに柔軟にできるような改善をしています。これを受けて、これまで移動支援事業で通院等を実施していた地域が減り、しっかりと本来の移動支援事業展開できることを期待しいと思います。

資料-2



資料-3

